

2024.3

あきた県民会議

Joho

No 250

発 行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

前回は、不当要求行為に対する基本的留意事項である「(1)組織的対応方法」のオ～ケ
オ 報告・連絡体制の確立 カ 各部門の協力 キ 不当要求防止責任者への組織的支援
ク 教育の徹底、実践的訓練 ケ 被害を受けない環境作り
を解説しましたが、今回は次項目の「コ 警察・暴追センター、弁護士との連携と早期の相談」から解説します。
※春になり全ての活動が活発化します。事案発生後に準備するのではなく、即応するための備えが重要です。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

◎ 不当要求行為に対する基本的留意事項

コ 警察・暴追センター、弁護士との連携と早期の相談

- 「なるべく表沙汰にしたくない」
- 「なんとか穩便に済ませたい」
- 「払えない金額でもないし、とりあえず払っておこう」

などというような、事なき主義が被害をさらに拡大させることとなります。

令和4年中、警察及び暴追センターに寄せられた暴力団に関する相談件数は、4万2,005件で

あり、このうち警察が1万7,601件、暴追センターで2万4,404件を受理しました。たとえ、どんな小さなことでも警察や暴追センターに相談し、緊密な連携を取りながら対応することが大切です。

暴力団等反社会的勢力は、不当要求に際し、「懲役なんか怖くない」「警察なんか怖くない」という言葉をしますが、これは懲役や警察への通報を恐れるあまり出る言葉なのです。

暴力団等反社会的勢力が最も恐れるのは懲役等の刑罰であり、警察の取締りです。

そして、同じように恐れるのは皆様方の毅然とした対応です。

また、弁護士に相談することにより、民事上の法的対抗手段を講じるのも効果的です。

警察、暴追センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等は連携し、暴力団員等が行う違法又は不当な行為の被害者等による損害賠償請求、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟

等について、必要な支援を行っています。

(2) 不当要求防止責任者としての立場と役割

ア 基本方針の厳守

暴力団等反社会的勢力の最終目標は、活動資金の獲得です。

不当要求防止責任者が「無下に断ると何をされるかわからない」などと安易に妥協したり「自己の裁量権範囲内で丸く収めよう」などと考えて独断で対応すると思わぬ被害を受けることになります。

暴力団等反社会的勢力の実態やその手口を十分にわきまえた上で、強い意志の下に基本方針を貫くことが必要です。(5年度統計は本年3月下旬発表予定です。)

※一口講座「匿名・流動型犯罪グループ」～SNSを通じて緩やかな結びつきで離合集散を繰り返すなどその繋がりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を元に、更なる違法活動を行っている。

警察では準暴力団を含む同集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めています。